

# 広告掲載規約

株式会社新アジアネットワーク研究所(以下、「当社」といいます)が国内総代理店業務を行う e-tabinippon.com(<http://www.e-tabinippon.com/>), concierge-nippon.com(<http://concierge-nippon.com>)及びe-anaba.com(<http://www.e-anaba.com.com/>)のサイト上においてインターネット上の広告スペース(以下、「広告枠」といいます)に広告を掲載する場合には、当社、広告主及び広告取扱代理店は本規約の各条項に従うものとします。

## 第1条 本規約の目的

本規約は、広告主又は広告取扱代理店が広告枠に広告を掲載する際の基本的合意事項と諸条件とを明らかにし、当社と広告主及び広告取扱代理店との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とします。

## 第2条 定義

本規約における主要な用語の定義は次のとおりとします。

- 1.「広告主」 広告枠に広告を掲載する主体となる者
- 2.「広告取扱代理店」 広告主の委託を受け、広告主に代わって広告枠に広告を掲載するための作業を行う者
- 3.「リンク先」 広告枠に掲載された広告からリンク設定されるウェブサイト
- 4.「ユーザー」 e-tabinippon.com, concierge.nippon.com 及びe-anaba.com へアクセスした者
- 5.「二次利用」 広告枠に掲載された広告の広告枠以外のウェブサイトにおける掲載又は印刷物等への化体若しくは複写等による利用

## 第3条 広告掲載契約の成立

1. 広告主又は/及び広告取扱代理店(以下「申込者」といいます)は、掲載申込書又はこれに類する申込者による広告の掲載の意思を確認できる当社の定める書類又は電子メール(以下、「掲載申込」といいます)の何れかを提出したときに、本規約に同意のうえ当社に広告の掲載を申し込んだものとします。
2. 当社及び申込者間の広告掲載契約は、当社が、申込者による広告の掲載の申込みに対し承諾の意思表示を行ったときに本規約及び掲載申込に記載された条件で成立するものとします。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じて都度当社及び申込者協議の上決定するものとします。
3. 申込者が、広告物の制作を当社に委託する場合、当社と申込者において別途協議の上、広告制作料金その他必要な条件を定めるものとします。
4. 広告掲載契約成立後は、申込者は申込みを取り消すことはできません。但し、申込者は広告掲載契約に定める広告料金全額を支払うことにより、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

## 第4条 当社及び申込者の義務及び責任

1. 広告枠に掲載された広告の内容、申込者が当社に広告物の制作を委託するにあたり当社に提供した事実、素材、原稿、商標、標章、商号、ロゴ等その他の資料(以下「広告主提供資料」といいます)もしくは当社が申込者の委託を受けて独自に制作し、申込者に内容確認を行った制作物及びリンク先の内容に起因する異議・苦情等はすべて、申込者の責任と負担で解決するものとします。  
また、当社は、申込者が広告又はリンク先において、ユーザーに対して販売した商品又は提供されたサービスについて一切責任を負いません。これらの商品・サービスに関し、苦情、クレーム、請求等が発生した場合は、申込者の責任と負担で解決するものとします。

2. 広告物の外国語(バナー内テキストを含む)は、その内容及び文法・表現等について当社が承認したもののみ掲載できることとします。

(1) 申込者が外国語にて入稿し、当社で審査を行い修正が必要と判断した場合は、当社が定める外国語編集ガイドラインに沿って修正を行うことを申込者は承諾することとします。当社による1度目の修正は広告掲載料金に含まれますが、申込者からの更なる修正希望がある場合、当社の定める外国語編集サービスに基づき別途費用を申し受けます。

(2) 申込者が広告物の外国語について当社に翻訳・編集を委託する場合、申込者は広告で訴求する内容を日本語にて入稿し、当社がその内容に沿って翻訳・編集をします。ただし、掲載可能文字数及びスペースの関係上入稿した日本語すべてを表現できない可能性があることを申込者は承知することとします。当社による1度目の翻訳・編集は広告掲載料金に含まれますが、申込者からの更なる修正希望がある場合、当社の定める外国語編集サービスに基づき、別途費用を申し受けます。

3. 申込者から開始日についての希望がない場合、当社は、当社の営業日内において、掲載開始までにかかる作業を円滑に進め、可能な限り早く掲載が開始するよう努めることとします。また当社は日本時間の午後4時までに掲載を開始した日付を掲載開始日として申込者に連絡するものとします。

4. 申込者から掲載開始日についての希望がある場合、申込者は当社に対する掲載申込を原則として開始希望日から起算して20営業日前までに完了し、掲載する広告物の入稿と掲載料金の振込みを掲載開始日の10営業日前までに完了するものとします。これらの期限を越えた場合、申込者は希望する掲載開始日に掲載を開始できなくなる可能性があることを承知することとします。広告の掲載にかかる当社の義務は、広告掲載開始日における日本時間の午後4時までに所定の広告の広告枠への掲載を完了することにあり、当該時刻までに生じた広告の掲載にかかる不具合等(広告枠に広告が掲載できない場合を含む)については、当社は免責されるものとします。

5. 申込者の希望による掲載広告物の差し替え(広告のリンク先URL 変更を含む)に対し、当社は原則として1か月に1度まで、日本の平日9時から18時までのみ対応するものとします。当社は掲載契約更新月中の差し替えを無料で対応することとし、掲載契約期間中の差し替えを申込者が希望する場合は別途5,000円(税別)の手料を申し受けます。

6. 万一、当社が申込者に対して損害賠償の責めに任ずる事態となった場合、原因の如何を問わず、その金額は申込者が当社に既に支払った広告料金を上限とします。

7. 当社は、別段の合意がない限り、広告の露出回数、クリック回数等についてなんら保証をしません。

## **第5条 広告料金、支払条件及び支払保証**

1. 広告枠にかかる広告料金は、広告掲載料金、広告制作料金、その他、名称の如何を問わず、当社の提供する広告の掲載に対する対価として支払われる全ての料金を含むものとし、掲載申込に記載された金額(消費税相当額は請求時別途加算)とします。

2. 申込者は、当社からの請求に基づき、掲載申込に記載された又は当社と別途合意した支払期日までに、広告料金全額を当社の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとします。

3. 当社は、別段の合意がない限り、請求した広告料金全額を当社の指定する金融機関の口座に支払われたことを確認してから広告の掲載を開始するものとします。ただし、掲載条件を更新した場合には、別段の合意がない限り、申込者は、当社が請求書を発行した期日から1か月以内に広告料金全額を当社の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとします。

4. 申込者と広告料金の請求先が異なる場合、広告料金の支払義務は請求先が負い、申込者はこれを連帯して保証するものとします。

5.掲載申込に定める支払期日を過ぎても入金がなされていないと当社が判断した場合には、広告掲載契約の成立後であっても、当社は当該申込者が申し込んだ全ての広告の掲載を拒否又は中止できるものとします。

## 第6条 著作権等

1.申込者が当社に入稿した原稿に関する著作権その他の一切の権利は申込者に留保されるものとします。

2.申込者が広告物の制作を当社に委託した場合、当該広告物に関する著作権その他一切の権利は当社に独占的に帰属するものとします。但し、当該広告物中、申込者が、広告物の制作の委託にあたり、当社に使用を認めた商標、標章、商号、ロゴその他委託時点において申込者に帰属している権利にかかる部分は除きます。

3.申込者は、当社が制作した広告物(以下「当社制作物」といいます。)の利用に関して、別途当社に申込みを行い、当社が当該申込みを承諾した場合には、申込者は当社に別途料金(以下「二次利用料」といいます。)を支払うことにより、当社制作物を利用することができます。その場合の利用条件は、下記に定めるとおりとします。

(1) 申込者による当社制作物の二次利用は、申込者の届け出に対し、当社が承認した条件及び期間によるものとします。但し、当社と申込者の別段の合意がない限り、利用期間は二次利用にかかる当社制作物の納品日より1年間とします。また、申込者が届け出た具体的利用方法につき、当社が承認をしない場合であっても、当社は本条第3項に定める二次利用料を返金しないものとします。

(2) 当社が申込者に許諾する当社制作物の使用権は、非独占的かつ譲渡不能とします。

(3) 申込者は、当社の事前の承諾なく、当社制作物及び二次利用物を一切複製、改変、翻訳及び翻案してはならないものとします。

(4) 申込者は、当社制作物について、当社が許諾した以外の利用を行い又は第三者に提供してはならないものとします。

(5) 申込者は、当社制作物の利用に際しては、必ず当社が指定するクレジットを表示するものとします。

(6) 申込者は、当社が当社制作物の内容についてその真実性、合法性、安全性、適切性、有用性等について何ら保証しないことに同意し、当社制作物の利用に関し、苦情、クレーム、請求等が発生した場合は、一切自らの責任と負担において解決するものとします。

4.当社は、広告枠に掲載する申込者の広告物(広告枠に掲載する申込者の広告物及び広告主の名称・ロゴ及びクレジット並びに第4条に基づき申込者が当社に提供した素材等を含みます。)を、当社又は当社のサービスの広告宣伝又は販売促進等に利用することがあります。申込者は、原則としてこれに承諾するものとし、申込者の事情により承諾できない場合は、予め当社にその旨通知するものとします。

## 第7条 機密保持

当社と申込者は、広告掲載契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

## 第8条 個人情報の利用

1.個人情報とは、広告枠に掲載された広告を通じて申込者が直接・間接を問わず収集・取得した、第三者(法人に所属する個人を含みます)の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種パスワードをはじめとする、第三者に関する一切の情報をいいます。

2.申込者は、広告枠への広告の掲載により取得した個人情報を、その本人に対し広告主のサービス・営業にかかる情報を提供する目的、又は本人の事前の承諾を得た目的以外では使用してはならないものとします。

## 第9条 個人情報の管理

1. 申込者は、個人情報を、本人の事前の了解を得た第三者以外のいかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとします。万一、個人情報が漏洩したことが発覚した場合は、申込者は、直ちに当社に連絡し指示を受けるものとします。

2. 申込者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じるものとします。

3. 申込者は、個人情報を取扱うことのできる必要最少限の範囲の自己の役員及び従業員(以下「開示対象者」という)及び個人情報の管理責任者(以下「管理責任者」という)を定めるものとします。

4. 申込者は、開示対象者以外の者に、個人情報を開示又は漏洩しないものとします。また、申込者は、開示対象者の個人情報の利用及び管理につき、本規約と同等以上の個人情報保持義務等を負わせるものとし、開示対象者が個人情報の機密の保持に努めるよう管理責任者を通じて監督する責任を負います。

5. 前条及び本条の規定は、広告枠に掲載された広告を通じて申込者が個人情報を直接収集・取得した場合にのみ適用されるものとします。

## 第10条 債権・債務の相殺

当社が申込者に対し債権を有しかつ債務を負担しているときは、当社は、当該債務の弁済期日が到来していても、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺することができるものとします。

## 第11条 権利譲渡の禁止等

当社及び申込者は、相手方の書面による承諾を得ない限り、本規約及び広告掲載契約から生ずるいかなる権利も第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとします。

## 第12条 広告掲載契約の解除

1. 申込者が、次の各号の一に該当したときは、当社は、何ら通知催告を要せず直ちに広告掲載契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、当社による申込者に対する損害賠償の請求を妨げません。

- (1) 本規約の各条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、保全差押、強制執行、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
- (3) 会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停申立、若しくは破産その他破産手続開始の申立がなされたとき
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りを発生させたとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (9) 広告又はリンク先の記載内容が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき、若しくは不適切であると当社が判断したとき
- (10) 前号のほか、申込者の広告の掲載を継続することが当社の利益又は信用を損なうと当社が判断したとき
- (11) 上記各号に準ずる事由が生じたとき

2. 前項に基づき当社が広告掲載契約を解除した場合、申込者は、期限の利益を喪失し、当該広告掲載契約に基づく広告料金の未払部分を直ちに当社に支払うものとします。

3. 広告掲載契約成立後、当社又は申込者（双方の役員・従業員を含む）が情報漏洩、犯罪行為その他法令若しくは社会道徳に反する行為を行い、又は関与した場合で、当社又は申込者が広告掲載を開始又は継続することが自己又は双方の利益に反すると判断した場合には、当社又は申込者は、双方協議の上、広告掲載を一時的に中断し、又は広告掲載開始を延期することができるものとします。

4. 前項の場合、当社又は申込者は、広告掲載の一時的な中断又は広告掲載開始の延期の決定より相当期間経過した後において、相手方が要求した場合には、広告掲載の再開又は広告掲載開始につき、協議を行うものとします。

### **第13条 広告掲載の中断**

1. 当社は、以下の各号の事象が発生した場合には、申込者へ通知することなく、一時的に当社の運営するウェブサイト上の広告掲載の全部又は一部を中断することがあります。

- (1) 当社の運営するウェブサイトのシステムの定期的又は緊急のメンテナンスを行う場合
- (2) 当社の運営するウェブサイトのリニューアル若しくはデザイン変更又は機能拡張等を行う場合
- (3) 天災地変、通信事業者によるサービス停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等不正アクセス、その他当社の責めに帰すことのできない事由による場合
- (4) その他当社が当社の運営するウェブサイトの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 前項の場合において、当社の運営するウェブサイト内の広告枠に広告が掲載できない場合又は掲載された広告からリンク先への接続ができない場合等広告掲載契約における当社の義務を履行できない事象が生じた場合、かかる事象が生じた場合における当社の義務は、可能な限り当該事象を治癒するよう努めることに限定されるものとします。

3. 第1項に定める場合において、当社の申込者に対する広告掲載契約上の債務の履行不能又は不完全履行の事象が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失があることが明らかである場合を除き、当社は、当該事象に起因する申込者の損害について免責されるものとします。

### **第14条 完全合意**

本規約は、本規約に含まれる事項に関する本規約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当事者間の事前の合意、表明及び了解等に優先します。

### **第15条 分離可能性**

本規約の何れかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### **第16条 存続条項**

広告掲載契約が終了した場合であっても、本規約第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第2項、第13条第3項及び第18条は引き続き効力を有するものとします。

### **第17条 規約の変更**

当社は本規約を何らの予告なしに変更することができるものとします。

### **第18条 裁判管轄**

広告掲載契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第19条 協議事項**

本規約に定めのない事項その他本規約に関し当社及び申込者間において解釈に疑義を生じた事項については双方誠意を持って協議し、円満な解決を図るものとします。